

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部下水道課 No.007

処 分 名	排水設備等の工事の検査
処 分 の 概 要	排水設備等の新設を行った者は、工事完了後 5 日以内に市長に届け出て、構造等が法令の規定に適合するものであるか、市の検査を受けなければならない。
根拠条例等・条項	春日部市下水道条例第 10 条 春日部市下水道条例施行規則第 7 条
審 査 基 準	春日部市下水道条例 （排水設備等の工事の検査） 第 10 条 排水設備等の新設を行った者は、その工事の完了した日から 5 日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の検査を受けなければならない。 2 前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。 春日部市下水道条例施行規則 （排水設備等の工事完了届） 第 7 条 条例第 10 条第 1 項の規定による工事が完了し、検査を受けようとする旨の届出は、排水設備等工事完了届出書兼公共下水道使用開始等届出書（様式第 4 号）によるものとする。 2 条例第 10 条第 2 項の規定による検査済証は、証票（様式第 5 号）によるものとする。 3 前項の証票は、門戸等の見やすい場所に掲示しなければならない。
標準処理期間	21 日（休日は含まない。）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階下水道課
備 考	

**根拠条例及び
関係法令等の抜粋**

■春日部市下水道条例

(排水設備等の工事の検査)

第10条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

■春日部市下水道条例施行規則

(排水設備等の工事完了届)

第7条 条例第10条第1項の規定による工事が完了し、検査を受けようとする旨の届出は、排水設備等工事完了届出書兼公共下水道使用開始等届出書(様式第4号)によるものとする。

2 条例第10条第2項の規定による検査済証は、証票(様式第5号)によるものとする。

3 前項の証票は、門戸等の見やすい場所に掲示しなければならない。